

# 群馬大学利益相反管理理工学府部会内規

平成26. 4. 1 制定  
改正 平成30. 5. 1

## (趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程第19条の規定に基づき、利益相反管理理工学府部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 部会は、理工学府（以下「学府」という。）の利益相反に関する事項を審議する。

## (組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 理工学府副理工学府長のうち理工学府長（以下「学府長」という。）が指名する者
- (2) 各正副部門長 各2人
- (3) 学府長が指名する者 若干人

## (任 期)

第4条 前条第3号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部 会 長)

第5条 部会に部会長を置き、第3条の部会員の中から学府長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

## (会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (利益相反アドバイザーの指名)

第8条 部会長が必要と認めたときは、部会員または部会員以外の者を利益相反アドバイザーに指名することができる。

## (報 告)

第9条 部会長は、部会の決定事項を学府長に報告するものとする。

## (事 務)

第10条 部会の事務は、関係部課の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

## (雑 則)

第11条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## (内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、理工学府教授会の議を経て、学府長が行う。

## 附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成30年5月1日から施行する。